

5 解体工事業登録事項変更届出書【別記様式第6号】

当該届出書は、解体工事業者として登録を受けた後、登録申請時の事項に変更があった場合に提出してください。この届出は、変更があった日から30日以内に行ってください。また、変更があった事項に応じ、下記の書面を添付してください。

- ① 「届出者」の欄は、申請者が法人である場合は、商号又は名称及び代表者の氏名を記載し、申請者が個人である場合は、事業上自己を表すために実際に用いている商号又は名称があればそれを付した上、氏名を記載してください。
- ② 「商号、名称又は氏名」「住所」「法人である場合の代表者の氏名」の各欄は、解体工事業登録申請書（別記様式第1号）記載要領の④から⑥に準じて記載してください。
- ③ 「登録番号」「登録年月日」の各欄は、登録通知書に基づいて記載してください。
- ④ 「変更に係る事項」の欄には、変更のあった事項を記載してください。
- ⑤ 「変更前」及び「変更後」の各欄には、変更に係る部分を対比させて記載してください。
- ⑥ 「変更年月日」の欄には、変更があった実際の日付を記載してください。

○変更事項に応じた添付が必要な書類

変 更 事 項	添 付 書 類
a 商号、名称又は氏名及び住所	<ul style="list-style-type: none"> ・登記事項証明書（法人の場合） ・住民票の抄本又はこれに代わる書面（個人の場合）
b 営業所の名称及び所在地	<ul style="list-style-type: none"> ・登記事項証明書〔商業登記の変更を必要とする場合〕
c 役員の氏名（法人の場合） 【就任・退任等】	<ul style="list-style-type: none"> ・登記事項証明書 【新たに役員となる者がいる場合は以下の書類】 ・住民票抄本又はこれに代わる書面〔新たな役員分〕 ・誓約書（別記様式第2号） ・調書（別記様式第4号）〔新たな役員分〕
d 法定代理人の氏名及び住所	<ul style="list-style-type: none"> 【新たに法定代理人となる者がいる場合は以下の書類】 ・住民票抄本又はこれに代わる書面 ・誓約書（別記様式第2号） ・調書（別記様式第4号）
e 技術管理者の氏名	<ul style="list-style-type: none"> 【新たに選任された技術管理者に係る以下の書類】 ・住民票抄本又はこれに代わる書面 ・技術管理者の基準に適合する者であることを証する書面

※住民票は、個人番号（マイナンバー）が記載されていないものとしてください。

※登記事項証明書、住民票（又はこれに代わる書面）は、原本を添付してください。（副本は写しの添付で可）

※技術管理者の基準に適合する者であることを証する書面は、資格者証、合格証、受講修了証等を添付する場合は、写しを添付してください。